

押印を求める手続きの見直しに伴うよくあるお問合せについて

押印を求める手続きの見直し等のため、令和3年1月1日付けで、建設業法施行規則の一部が改正されました。ついては、今回の改正による建設業許可手続きについて、よくあるお問合せについてまとめましたのでお知らせいたします。

記

1. 様式第七号、第七号の二に係る証明者欄の取り扱いについて

下記様式に係る証明者欄については、申請者以外の者が証明する場合、印鑑証明書の提示を求めておりましたが、今回の改正により、提示を求めないこととします。

- 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）
- 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）

2. 専任技術者の実務経験（指導監督の実務経験を含む）に係る確認資料について

下記証明書に記載された経験期間の在籍を確認する資料のひとつである、印鑑証明書については、削除せず、引き続き在籍確認資料として対応いたします。

- 実務経験証明書（様式第九号）
- 指導監督の実務経験証明書（様式第十号）

3. 行政書士が作成する書類について

行政書士が申請書および届出等を作成する場合は、行政書士法施行規則第9条第2項の規定に基づく職印の押印が引き続き必要です。